

令和2年度

定期監査等結果報告書

尾鷲市監査委員

尾 監 第190号
令和3年3月31日

尾 鷲 市 長
尾鷲市議会議長
尾鷲市教育長
尾鷲市選挙管理委員会委員長 様
尾鷲市公平委員会委員長
尾鷲市農業委員会会長
各財政援助団体等の長

尾鷲市監査委員 福 本 和 行

尾鷲市監査委員 三 鬼 和 昭

令和2年度 定期監査等結果報告

地方自治法第199条第2項、第4項及び第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

ただし、議選監査委員については、令和2年6月7日までは、内山 將文氏が審査を行ったことを申し添えます。

第1 監査対象及び実施日

対 象 部 署	監査実施年月日	掲載頁	
1	会計課	R2.5.11	5
2	議会事務局	R2.5.11	5
3	総務課	R2.5.11	5
4	選挙管理委員会	R2.5.11	6
5	公平委員会	R2.5.11	6
6	監査委員事務局	R2.5.11	6
7	環境課	R2.5.28	6
8	財政課	R2.5.28	7
9	福祉保健課	R2.6.29	7
10	商工観光課	R2.6.29	8
11	教育総務課	R2.7.2	9
12	政策調整課	R2.7.2	10
13	防災危機管理課	R2.7.2	10
14	消防団	R2.7.2	11
15	水産農林課	R2.7.6	11
16	農業委員会	R2.7.6	11
17	建設課	R2.7.6	12
18	税務課	R2.7.20	12
19	生涯学習課	R2.7.20	13
20	市民サービス課	R2.7.29	13
21	尾鷲総合病院	R2.7.31	14
22	水道部	R2.7.31	14
23	矢浜小学校	R2.11.4	15
24	尾鷲小学校	R2.11.11	15
25	尾鷲幼稚園	R2.11.11	15
26	賀田小学校	R2.11.13	16
27	輪内中学校	R2.11.13	16
28	須賀利コミュニティーセンター	R2.10.19	17
29	三木里コミュニティーセンター	R2.11.6	17
30	賀田コミュニティーセンター	R2.11.9	17
31	古江コミュニティーセンター	R2.11.9	18
32	九鬼コミュニティーセンター	R2.11.12	18
33	曾根コミュニティーセンター	R2.11.16	18
34	須賀利センター	R2.10.19	19
35	北輪内センター	R2.11.6	19
36	九鬼センター	R2.11.12	19
37	南輪内センター	R2.11.16	20
●財政援助団体に係る監査			
38	協同組合 尾鷲観光物産協会	R3.1.20	21
39	社会福祉法人 尾鷲市社会福祉協議会	R3.1.27	22
40	社会福祉法人 尾鷲民生事業協会	R2.12.25～R3.2.3	23
●公の施設の指定管理者に係る監査			
41	尾鷲市コミュニティバス 指定管理者：三重交通株式会社	R3.1.13	24
42	尾鷲市立養護老人ホーム 聖光園 指定管理者：社会福祉法人 長茂会	R3.1.15～2.10	25
43	尾鷲市民文化会館 指定管理者：公益財団法人 尾鷲文化振興会	R3.2.17	26

第2 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

2 監査の対象

(1) 令和元年度の財務に関する事務事業の執行、経営に係る事業の管理、及び行政一般について

(2) 財政援助団体の財政援助に係る出納その他の事務執行及び公の施設の管理に係る出納その他の事務執行について

3 監査の方法

本年度は次の事項を主眼として、事前提出を求めた監査資料に基づき、各所属長及び担当職員等から説明を受けるとともに、関係諸帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 予算の執行は、適法かつ効果的に行われたか。

(2) 事務事業は、予算の目的に基づいて行われたか。

(3) 契約事務が公正適切に行われたか。

(4) 財産の取得管理、現金及び物品出納事務が適正に実施されたか。

(5) 補助金交付事務は、補助金等交付規則及び補助金交付要綱等に基づき適正に行われたか。

(6) 前回指摘した事項等の処理状況はどうか。

4 監査の結果

各監査対象より提出された関係諸帳簿、証拠書類等を照合点検したところ、予算の執行状況については、概ね良好に実施されていることを確認したが、処理方法において一部改善を要する部分があった。

補助金交付業務における実績報告等において、補助金の検査・確認が不十分な面があったことから、所管課による検証作業の徹底が求められる。また、補助事業及び指定管理者制度においては、事業効果及び事業継続の妥当性についても検証作業を継続して実施されたい。

なお、監査対象ごとの監査結果の概要については以下のとおりである。

指摘事項については措置結果の報告を求めることとし、注意・確認事項については自主的に対処するよう指示した。

指摘事項については、措置結果報告の期限を3～6ヶ月としている。

第3 共通する注意・要望事項

●市長部局、教育委員会、及び各行政委員会に共通する注意・要望事項

1. 予算の執行や経理状況については概ね良好に処理されているが、支出負担行為、契約行為等財務処理に係る書類において、記載誤り、記載漏れ等の軽微な誤り、押印漏れ(決裁印、訂正印漏れ)、修正液等による不適切な字句修正、必要資料の添付不足など、改善を要する誤りが散見されたことから、決裁後に再確認を行ったうえで、簿冊等への整理保管を徹底されたい。

また、処理方法や運用の仕方について所管課及び担当者ごとに異なるものが一部見受けられた。職員研修等を継続して実施し、事務処理における全庁的な質の向上を図られたい。

2. 支出関係書類の整理に関しては、一部ではあるが、予算執行の意思決定に係る書類の整備不足や添付漏れが散見された。

関係書類の整理は、市民への説明責任に直結していることから、部外者が見ても容易に内容が理解できる程度に、正確かつ、具体的な記述を心掛けていただきたい。また、仕様書等については、業務完了後の検証ツールとしても重要であることから、契約書内容とも整合性を図りながら作成をいただきたい。

3. 委託事業等においては、公平性、透明性の確保や、不履行による損害やトラブル防止のためにも、進捗状況の管理を徹底するとともに、業務完了後の検査・検収の際には、単に完了報告書の収受にとどまるような形式的な検査ではなく、仕様書及び契約書の目的、内容を十分理解したうえで、必要に応じて現場写真の保存や証拠書類の提出を求め、適切かつ確実な履行確認を徹底されたい。

4. 補助事業の実績報告や収支報告については、事業完了後、速やかに提出するよう補助事業者に指示されたい。

所管課においては、交付要綱・要領等に規定する補助の趣旨・目的、補助対象経費、補助率等の具体的な要件に基づき、交付申請内容の確認を行うとともに、実績報告の際には、事業報告や収支精算書、その根拠となる関係帳簿や簿冊についても確認するなど提出書類を厳正に審査し、必要に応じて現地調査を実施するなど、補助事業の内容及び成果が、補助金の交付目的や条件に適合するかどうかを慎重に判断したうえで、額の確定を行われたい。

また、適正な補助金交付に資するべく、補助金額の妥当性に加え、事業効果の検証、並びに事業継続の妥当性についての検証作業を継続して実施されたい。

5. 公の施設の指定管理においては、当該施設の設置及び管理に関する条例、業務仕様書、基本協定書等の内容と指定管理者から提出される事業報告書、

収支報告書等の内容について、所管課において整合性を確認するとともに、管理業務の実態を把握したうえで、事業の効果及び妥当性について検証作業を実施されたい。

6. 契約事務手順・手続きの統一化、適正化に資するよう、全庁的な契約事務マニュアルの策定を急がれたい。

●学校・幼稚園に共通する注意・要望事項 (所管課：教育総務課)

1. 備品、図書、薬品の管理については、学校ごとの管理方法に若干の差異が見られたことから、全ての教職員が同じ水準で管理できるよう管理体制の徹底を図られたい。

2. 老朽化が進んでいる施設については、児童生徒の安全確保のためにも、優先順位を定めたい。予防的修繕を実施していただきたい。

●各地区センター及びコミュニティーセンターに共通する注意・要望事項 (所管課：市民サービス課)

1. 各種証明書発行業務における申請書記載内容の確認作業については、規定等を遵守し適切に実施されるとともに、所管課において、マイナンバー等での本人確認について、各センター間で統一された運用が実施されるよう周知を徹底されたい。

2. コミュニティーセンター使用(貸館)申請受付時の取扱い方法については、政教分離の原則を踏まえつつ、使用目的・内容が営利、あるいは非営利であるかを確認するとともに、地域活動の意義とその効果を十分に検証したうえで、施設の使用許可及び減免の審査基準を整理されたい。また、所管課において、各センター間で統一された運用が実施されるよう周知を徹底されたい。

※その他、監査時に気付いた軽易な不備事項については、その都度口頭にて確認のうえ、注意を行った。

以降、各部署に係る注意事項等を列記する。なお、注意事項等の一部は、他の部署においても関連するものもあるので十分留意されたい。

＜1＞ 会計課

○予算執行の適正化及び出納事務の合理化を推進するとともに、資金の適正かつ効率的な管理・運用に努めている。また、会計事務に係る職員指導及び会計事務の手引き等の精査・改善も行っている。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

特に述べることはない。

●要望事項

引き続き、現金保管先となる指定金融機関の経営状態の把握に努められ、健全な資金運用を実施されたい。

＜2＞ 議会事務局

○議会中継システムの運用、タブレット配信システムの活用等により、市民に向けた情報公開と議会運営の効率化に努めている。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

特に述べることはない。

●要望事項

特に述べることはない。

＜3＞ 総務課

○厳正な定員管理や職員配置により、労働条件の改善や人件費の抑制など、行政改革に取り組んでいる。また、人材育成基本方針に基づく研修実施と併せ、人事評価制度の運用や、コンプライアンス行動指針に基づく職員の資質向上、人材育成に努めている。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

①業務委託契約において、事前見積書や随意契約理由書、第三者委託の書類及び報告書など、必要な書類の添付漏れが散見されたことから書類及び簿冊

整理を徹底されたい。また、業務委託に係る仕様書の内容が不十分であり、報告書に仕様内容が反映されていないと思われる事案があったことから、今後、仕様書及び報告書のあり方を検討されたい。

②システム保守業務等においても、事業の継続性の観点から、債務負担行為により年度前契約を結んでおくことを検討されたい。

- 要望事項
特に述べることはない。

〈4〉 選挙管理委員会

- 指摘事項
特に述べることはない。

- 注意事項
特に述べることはない。

- 要望事項
特に述べることはない。

〈5〉 公平委員会

特に述べることはない。

〈6〉 監査委員事務局

特に述べることはない。

〈7〉 環境課

○環境保全施策の推進に加え、資源循環型社会の構築に向け、ごみ減量、分別の促進・啓発、リサイクルの推進等の環境施策に取り組んでいる。また、効率的なごみ処理体制の構築を目的とする東紀州5市町の広域によるごみ処理施設整備に向け各関係機関との協議を進めている。

- 指摘事項
特に述べることはない。

- 注意事項
①日報や設計書等の書類において、数量や日付等の未記入や間違い、修正液

等での不適切な修正が散見されたことから適切な処理をされたい。

②支出負担行為等の決裁における会計課合議や一部決裁文書において決裁漏れが見られたことから決裁確認を徹底されたい。

●要望事項

広域ごみ処理施設整備に係る進捗状況や他市町との協議内容等、市民が求める情報については、今後とも速やかに公表するよう心掛けていただきたい。

〈8〉 財政課

○人口減少にともなう市税収入の減少等により厳しい財政状況が続くなか、財政の健全化に取り組んでいる。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

特に述べることはない。

●要望事項

今後、庁内各課における入札契約制度(事務)の効率化・改善につなげるべく、契約事務マニュアルの策定を早期に実施されたい。

〈9〉 福祉保健課

○高齢者の暮らしを支えるため、地域全体で支援する「地域包括ケアシステム」の構築を推進し、在宅医療介護連携事業、認知症初期集中支援事業、生活支援体制整備事業の3事業に重点をおき、社会福祉協議会をはじめとする各関係機関との連携のもと様々な施策を推進している。

○高齢化が進む障がい者への支援施策、生活保護受給者の自立に向けた就労支援に重点をおいた事業等に取り組んでいる。

○第2期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画を策定し、発達支援に重点をおいた施策を行うとともに、幼児教育無償化、子ども医療費の現物給付化等への対応を実施している。

○母子保健における切れ目のない支援、成人保健における生活習慣病の重症化予防に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症の予防対策に各関係機関と連携しながら取り組んでいる。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

- ①尾鷲市放課後児童対策事業業務委託について、新型コロナウイルス感染症対策による増額がされておりますが、起案書類に増額根拠資料がないことから、今後も含め根拠資料の添付を徹底されたい。
- ②地域子育て支援拠点事業など業務委託契約において、事業内容や成果が容易に把握できるよう、仕様書及び報告書のブラッシュアップをいただきたい。
- ③福祉保健センターの使用許可や減免の手続きについて、手順や決裁等の面で整理が必要と思われることから、より適切な形での運営手順について検討をいただきたい。
- ④尾鷲市社会福祉協議会運営費補助金など各種補助金について、共通する注意・要望事項にも記載のとおり、交付要綱・要領等に規定する補助の趣旨・目的、補助対象経費、補助率等の具体的要件に基づき、交付申請内容の確認を行うとともに、実績報告の際には、事業報告や収支精算書、その根拠となる関係帳簿や簿冊についても確認するなど提出書類を厳正に審査し、必要に応じて現地調査を実施するなど、補助事業の内容及び成果が、補助金の交付目的や条件に適合するかどうかを慎重に判断したうえで、額の確定を行われたい。また、適正な補助金交付に資するべく、補助金額の妥当性に加え、事業効果の検証、並びに事業継続の妥当性についての検証作業を継続して実施いただきたい。

●要望事項

保育料滞納整理については、引き続き納付交渉を行い、適正な債権管理を徹底されたい。

<10> 商工観光課

- 地域特産品の消費、販路拡大にむけ、次世代の事業者を中心に新たな特産品や飲食メニューを開発するとともに、民間主導による「尾鷲よいとこスタンプ事業」や尾鷲商工会議所の「尾鷲旬のコツまみバル」事業等と連携しながら、まちなかへの継続的な誘客策を講じている。
- みえ尾鷲海洋深層水の利用拡大、需要開拓の推進を強化すべく、アクアステーションの管理を直轄に改め、新たな視点で取り組みを行っている。
- 「食」のまちづくり基本計画や、「地方創生における総合戦略」にもとづき、地域資源を活かした観光交流・集客事業を実施している。協同組合尾鷲観光物産協会と連携しながら募集型の着地型観光ツアーを企画するなど地域への集客につなげている。
- 地場特産品情報交流センター・海洋深層水活用型温浴施設「夢古道おわせ」については、指定管理者制度を活用し、情報発信とともに地域資源を活用した観光交流事業を展開している。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

①尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理業務について、特産品開発等の面で進展が見えづらい部分があったとともに、指定管理に係る経費について、自主事業との区別が不十分と思われることから、指定管理者と協議のうえ、改善をいただきたい。

②尾鷲観光物産協会補助金やおわせ港まつり補助金等の各種補助金について、共通する注意・要望事項にも記載のとおり、交付要綱・要領等に規定する補助の趣旨・目的、補助対象経費、補助率等の具体的要件に基づき、交付申請内容の確認を行うとともに、実績報告の際には、事業報告や収支精算書、その根拠となる関係帳簿や簿冊についても確認するなど提出書類を厳正に審査し、必要に応じて現地調査を実施するなど、補助事業の内容及び成果が、補助金の交付目的や条件に適合するかどうかを慎重に判断したうえで、額の確定を行われたい。また、適正な補助金交付に資するべく、補助金額の妥当性に加え、事業効果の検証、並びに事業継続の妥当性についての検証作業を継続して実施いただきたい。

●要望事項

近畿自然歩道維持管理委託など各種業務委託について、再検証を行い、業務委託の範囲や業務内容の整理を図られたい。

<11> 教育総務課

○尾鷲市教育ビジョンに基づき、共創・共有・共感推進事業、ふるさと教育支援事業などを地域との連携により取り組むとともに、教育関連施設の維持管理、休廃校舎の利活用、奨学金貸付、防災学習の推進、スクールバスの運行管理、ICT環境機器整備等を通じて子供たちが安全、安心で楽しく学び生活できる環境の整備に努めている。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

①公印使用簿及び切手受払簿において、修正液等での不適切な修正及び使用者の押印漏れが散見された。

②学校施設管理に係る業務契約について、見積結果表の添付がない事案や随意契約理由の不適切な記述が見られたことから、決裁時の添付書類や内容確認を徹底されたい。

●要望事項

特に述べることはない。

＜12＞ 政策調整課

○市政運営の中核として、総合計画、実施計画に基づく各課の事業進捗状況を把握のうえ、政策立案、調整等を行いながら市政運営を担っている。また、広報紙、ホームページ等を活用した情報発信、統計業務を行うとともに、ふるさと納税の推進、地域おこし協力隊による地域振興や定住移住促進施策の推進、地域住民のニーズに合った交通体系の確保に努めている。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

尾鷲市運賃平準化事業委託契約について、バス運行の事業継続性の観点から、債務負担行為により年度前契約を結んでおくことを検討されたい。

●要望事項

SNSなど情報媒体の活用を強化することにより、多様な情報発信に努められたい。

＜13＞ 防災危機管理課

○将来発生が予想される「南海トラフ巨大地震」に備え、市民の防災意識の向上、災害時の情報発信に努めている。また、地域住民を主体とした防災訓練の実施や防災教育、避難広場や避難経路の整備など、防災・減災に向けた様々な取り組みを推進している。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

土砂災害情報相互通報システム防災ネットワーク保守業務において、事業の継続性の観点から、債務負担行為により年度前契約を結んでおくことを、検討されたい。

●要望事項

近年、全国的に大規模な自然災害が頻繁に発生しており、また、避難施設における感染症対策も重要となるなかで、引き続き防災対策に関して、積極的かつ適切な措置を講じていただきたい。

＜14＞ 消防団

○初期消火活動や防災活動など、消防団の責務が多様化するなか、団員数は減少傾向にあるため、人材育成や加入促進はもとより、施設装備・資機材の充実が課題である。

- 指摘事項
特に述べることはない。
- 注意事項
特に述べることはない。
- 要望事項
特に述べることはない。

＜15＞ 水産農林課

○農業後継者の育成、担い手不足対策、農業用施設の維持管理、老朽化対策、有害鳥獣対策等を実施している。林業振興においては、市有林主伐事業、林道整備等の基盤整備を通じ、水源涵養、土砂災害防止等の公益的機能の向上に努めるとともに、尾鷲材の安定供給による林業の活性化を推進している。

○漁業生産量の減少、担い手不足などにより厳しい状況が続く水産業に対し、漁場の整備・保全、漁業資源の増殖、養殖技術の開発、後継者・従事者の育成・確保、水産物流通対策等を実施している。

- 指摘事項
特に述べることはない。
- 注意事項
 - ①尾鷲水産加工組合補助金等の各種補助金について、実績報告の際に、事業報告や収支精算書、その根拠となる関係帳簿等も確認するなど、事業を評価、精査のうえ、補助金の効果的かつ適切な運営に努められたい。
 - ②尾鷲市林業振興協議会及び尾鷲ヒノキふれあいフェスタの出納業務において、現金管理で仕訳書の作成がない事案が見受けられたことから、今後、通帳管理と仕訳書作成を徹底されたい。
- 要望事項
特に述べることはない。

＜16＞ 農業委員会

特に述べることはない。

＜17＞ 建設課

○道路および橋梁の整備、河川管理、排水路、下水管の維持補修、市営管理建築物の維持管理など、都市計画法等に基づく都市基盤の整備、維持管理を担っている。老朽化が著しい公共土木施設、市営住宅の維持管理や、公共建築物設備の修繕、都市計画街路事業の推進、中村山公園整備、都市計画マスタープラン見直し等に取り組んでいる。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

- ①業務契約における随意契約の場合において、落札決定通知を発行している事案が見られたことから、適切な書類の作成、発行を徹底されたい。
- ②道路や井溝等の占有料において、徴収の面で課題が見受けられたことから、徴収手続きの効率化・適正化について検討をされたい。

●要望事項

特に述べることはない。

＜18＞ 税務課

○地域産業の低迷、就労人口の減少等により、市税収入は減少傾向にあるなか、納税者に対する公平で公正かつ正確な賦課を行っている。

また、収納に関しては納期内納付の推進や、関係機関と連携し、滞納対策の強化等を実施することにより、税負担の公平性に努めている。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

- ①地方税電子申告審査システム等ASPサービスの契約について、仕様書の内容を契約書に反映するとともに、その他事業も含め、事業の継続性が認められる事業においては、債務負担行為により年度前契約を結んでおくことを検討されたい。
- ②起案文書等において、決裁や添付書類漏れなど、不適切な処理が見られたことから、適正な対応をされたい。
- ③税務専用市長印の使用法や公印使用簿の運用について、不適切な運用が見られたことから、厳正な公印の管理を徹底されたい。

●要望事項

特に述べることはない。

＜19＞ 生涯学習課

○社会教育の推進や文化振興、図書館の運営、スポーツ振興事業、青少年健全育成事業等を通じ、生涯学習社会の構築・推進に取り組んでいる。

令和3年に開催される三重とこわか国体に向け、関係団体等との連携強化に取り組んでいる。

また、社会教育事業の一環として子育て中の世帯に対する支援や、人材育成、関係団体に対する支援に取り組んでいる。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

①尾鷲市運動施設使用許可など、各種申請書類において、修正テープ等での不適切な修正が見られたことから、訂正印等による適切な対応を徹底されたい。

②青少年非行防止活動事業補助金などの関係文書において不適切な整理が見られたことから、関係書類の整理を徹底されたい。

③公民館や運動施設、学校施設の開放における使用許可等について、より適切な形でのあり方を検討されたい。

④尾鷲市民文化会館特殊建築物定期報告業務など、いくつかの業務委託で仕様書添付が無いものが見られたことから仕様書の作成、添付を徹底されたい。

●要望事項

特に述べることはない。

＜20＞ 市民サービス課

○本庁及び各地区センターにおける各種証明書発行やマイナンバー制度に関する手続等の窓口業務をはじめ、コミュニティーセンターの管理運営、自治会活動の促進、斎場及び共同墓地の管理、空き家対策の推進、集落支援制度の推進に加え、国民健康保険制度や後期高齢者医療制度を所管するなど、幅広く市民サービスの提供を行っている。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

総合住民情報システム改修業務委託や戸籍システムサポート保守業務委託の契約業務において、仕様書内容の不足等が見られたことから、より適切な事務処理を図られたい。

●要望事項

特に述べることはない。

<21> 尾鷲総合病院

○地域の二次救急医療施設、へき地医療拠点病院、災害拠点病院としての機能を有する自治体病院として、地域住民の生命と健康を守っている。

また、365日・24時間の救急医療体制を維持し、地域医療におけるセーフティーネットの役割を果たしている。

医師や看護師等の確保や老朽化が進む医療機器の更新・修繕などの課題が山積する中で、薬品及び診療材料等の経費削減をはじめ、DPC制度への参加など、積極的に経営改革に取り組んでいる。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

①各種業務委託仕様書については、業務完了後の検証ツールとしても重要であることから、契約書内容とも整合性を図りながら作成をいただきたい。

②見積依頼や見積結果表等において、決裁印漏れが多々見られたことから、決裁後の確認を徹底されたい。

③複数の簿冊で保存年限が尾鷲市文書等取扱規定と異なる取り扱いがあったことから簿冊整理を徹底されたい。

●要望事項

特に述べることはない。

<22> 水道部

○人口減少、大口需要の減少により給水収益が減少するなか、「尾鷲市水道事業経営戦略」を策定し、投資・財政計画に基づく管路診断、配水管布設替工事、改良工事等の施設更新を実施している。有収率向上策の推進や、コスト削減など事業経営の効率化を図るとともに、健全な事業経営に努めている。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

①切手受払簿の記載間違い及びプログラム修正業務委託における予定価格調書の作成漏れが見られたことから、適切な事務執行を徹底されたい。

- 要望事項
特に述べることはない。

<23> 矢浜小学校

○「よく遊び よく学び ふるさと矢浜を愛する児童の育成」を教育目標とし、学校経営に努められている。

- 指摘事項
特に述べることはない。

- 注意事項
特に述べることはない。

- 要望事項
特に述べることはない。

<24> 尾鷲小学校

○「元気・本気・やる気でがんばる子の育成」「安心・安全で子どもが活躍できる学校の創造」を教育目標とし、自ら進んで学ぶ児童の育成、コミュニティ・スクールを推進し地域社会との調和等を方針とした学校経営を行っている。

- 指摘事項
特に述べることはない。

- 注意事項
特に述べることはない。

- 要望事項
特に述べることはない。

<25> 尾鷲幼稚園

○「心いっぱい、体いっぱい 遊ぶ子ども！！」を教育目標とし、心豊かにたくましく生きる子どもの育成と保護者の気持ちに寄り添いながら信頼関係を構築し、その協力も得ながら園経営に努めている。

- 指摘事項
特に述べることはない。

- 注意事項
特に述べることはない。

- 要望事項
特に述べることはない。

〈26〉 賀田小学校

○「一人ひとりの学びを保障し、ともに学び合い育ち合う児童の育成」を教育目標とし、学校経営に努められている。

- 指摘事項
特に述べることはない。

- 注意事項
学校備品において、管理が不十分な点が見られたことから、全体の備品検査を実施するなど、管理の徹底を図られたい。

- 要望事項
特に述べることはない。

〈27〉 輪内中学校

○「全教職員で、あらゆる教育活動を通し、自立に向けての確かな学力・豊かな心・逞しい身体の育成を図る」を教育目標とし、地域社会、保護者から信頼される学校経営を目指している。

- 指摘事項
特に述べることはない。

- 注意事項
学校備品において、校舎の新築や他の学校からの備品移動もあった中で、管理が不十分な点が見られたことから、全体の備品検査を実施するなど、管理の徹底を図られたい。

- 要望事項
特に述べることはない。

〈28〉 須賀利コミュニティーセンター

○人口減少、高齢化が進むなか、講座開催等を工夫しながら、高齢者に配慮したまちづくりを念頭に、地域全体が活性化されるような取り組みに努めている。

- 指摘事項
特に述べることはない。
- 注意事項
特に述べることはない。
- 要望事項
特に述べることはない。

〈29〉 三木里コミュニティーセンター

○地域事業、教室、自主事業など、地元の協力を得て積極的な活動が実施され、元気な地域づくり、世代間交流の場づくりに努めている。

- 指摘事項
特に述べることはない。
- 注意事項
特に述べることはない。
- 要望事項
特に述べることはない。

〈30〉 賀田コミュニティーセンター

○少子高齢化が著しいなかで、コミュニティーセンターの活動をとおして世代間交流や地域間のふれあい連携など「人づくり」や「まちづくり」につながる活動について、創意工夫を凝らしながら取り組みを行っている。

- 指摘事項
特に述べることはない。
- 注意事項
特に述べることはない。
- 要望事項
特に述べることはない。

〈31〉 古江コミュニティーセンター

○地域で支え合い、健康で暮らせるまちづくりを目標に、講座の開催、貸館の充実に努め、地域住民の活動拠点づくりに積極的に取り組んでいる。

- 指摘事項
特に述べることはない。
- 注意事項
特に述べることはない。
- 要望事項
特に述べることはない。

〈32〉 九鬼コミュニティーセンター

○ともに明るく心豊かに暮らせる町づくりを目指し、例年多くの講座（学級、教室）や地区行事が開催されるなど、九鬼地区の地域活動、交流の拠点として重要な役割を担っている。

- 指摘事項
特に述べることはない。
- 注意事項
特に述べることはない。
- 要望事項
特に述べることはない。

〈33〉 曾根コミュニティーセンター

○地域の交流の場として、地元の特色を生かし、関係団体とも連携しながら様々な事業、講座など、文化活動に積極的に取り組んでいる。

- 指摘事項
特に述べることはない。
- 注意事項
特に述べることはない。
- 要望事項
特に述べることはない。

＜34＞ 須賀利センター

○戸籍、住民基本台帳、国民健康保険、国民年金、印鑑登録など各種証明書の発行や、埋火葬許可書、母子手帳の交付、介護保険、市税の収納業務、し尿汲み取りの受付業務などの窓口業務をはじめ、地区からの要望等の取りまとめや、所管コミュニティーセンターの管理業務を担っている。

- 指摘事項
特に述べることはない。
- 注意事項
特に述べることはない。
- 要望事項
特に述べることはない。

＜35＞ 北輪内センター

○戸籍、住民基本台帳、国民健康保険、国民年金、印鑑登録など各種証明書の発行や、埋火葬許可書、母子手帳の交付、介護保険、市税の収納業務、し尿汲み取りの受付業務などの窓口業務をはじめ、所管地区からの要望等の取りまとめや、所管コミュニティーセンターの管理業務を担っている。

- 指摘事項
特に述べることはない。
- 注意事項
特に述べることはない。
- 要望事項
特に述べることはない。

＜36＞ 九鬼センター

○戸籍、住民基本台帳、国民健康保険、国民年金、印鑑登録など各種証明書の発行や、埋火葬許可書、母子手帳の交付、介護保険、市税の収納業務、し尿汲み取りの受付業務などの窓口業務をはじめ、所管地区からの要望等の取りまとめや、所管コミュニティーセンターの管理業務を担っている。

- 指摘事項
特に述べることはない。

- 注意事項
特に述べることはない。

- 要望事項
特に述べることはない。

<37> 南輪内センター

○戸籍、住民基本台帳、国民健康保険、国民年金、印鑑登録など各種証明書の発行や、埋火葬許可書、母子手帳の交付、介護保険、市税の収納業務、し尿汲み取りの受付業務などの窓口業務をはじめ、所管地区からの要望等の取りまとめや、所管コミュニティーセンターの管理業務を担っている。

- 指摘事項
特に述べることはない。

- 注意事項
特に述べることはない。

- 要望事項
特に述べることはない。

◆財政援助団体に係る監査

以下の財政援助団体の監査については、該当事業が補助金等の目的、趣旨に適合し、交付基準等に従って適正に実施され十分に効果が発揮されているかを主眼として監査を実施した。また、所管課が財政援助団体から提出された資料、決算報告書及び実績報告書等に基づき、十分な検証作業を行っているかについても確認を行った。

各団体とも補助金等の交付目的に従い、概ね事業が執行されているものと認められた。課題として、補助金の実績報告の際に、関係書類等による補助金の検査・確認及び事業効果の検証が不十分な面があったことから所管課による対象団体と連携した検証作業の徹底が求められる。

＜38＞ 協同組合 尾鷲観光物産協会

(所管課：商工観光課)

○本市の自然、歴史、文化、農林水産物、伝統技術・芸能、人材などの地域資源を活用し、観光業及び物産業、飲食業等の振興を図り、地域の活性化に寄与することを目的としている。

令和元年度は、観光・特産品の案内及び紹介業務、熊野古道等の魅力PR事業、尾鷲セラピストの会事業などの共同宣伝事業のほか、市場開拓等の自主事業として、着地型観光ツアー事業や教育体験事業、尾鷲まるごとヤーヤ便事業などを展開したほか、レンタサイクル事業、サテライト事業等も実施している。

補助金名	補助金額 (円)
尾鷲観光物産協会補助金	10,459,660

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

①補助金の事業計画書について、より具体的に事業の内容、必要性が読み取れるとともに、事業報告書においては、事業の成果、効果が検証できるよう記載内容の改善を図られたい。

②補助金の交付目的に基づき適正な事業執行に努められるとともに、補助事業と自主事業との経理区分をより明確にしていただきたい。

●要望事項

【所管課に対して】

実績報告書に基づく担当課による補助対象事業の実施状況検査については、引き続き毎年実施されたい。その際、事業効果の検証と関係諸帳簿など根拠資料と突合するなど、厳格な確認作業を徹底されたい。

＜39＞ 社会福祉法人 尾鷲市社会福祉協議会 (所管課：福祉保健課)

○社会福祉協議会は、住民参加による地域福祉推進の中核を担う団体として昭和48年から活動を開始し、多様なサービスを展開している。市から認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上推進事業、地域ケア会議推進事業、地域包括支援センター運営事業等を受託し、地域包括ケアシステムの構築を通じ、公的なサービスの提供だけでなく地域の力を活用しながら高齢者を支えていくシステム作りに取り組んでいる。

補助金名	補助金額 (円)
尾鷲市社会福祉協議会運営費補助金	49,514,525

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

補助事業における交付申請書類及び実績報告書類において、確認が必要と思われる内容が見受けられたことから、再度精査を徹底されたい。

また、交付申請の際には、交付目的に沿った形で事業積算・確認を徹底されるとともに、実績報告の際には、補助事業の対象となる事業報告や収支精算書、その根拠となる関係帳簿や簿冊についても、区別して確認できるよう整理したうえで、事業の達成状況等も含め報告をいただきたい。

●要望事項

市民が安全で安心して生活できるまちづくりを進めるため、「福祉の心」「介護の心」の基本方針に則って地域福祉の充実に努められたい。

【所管課に対して】

共通する注意・要望事項にも記載のとおり、交付要綱・要領等に規定する補助の趣旨・目的、補助対象経費、補助率等の具体的要件に基づき、交付申請内容の確認を行うとともに、実績報告の際には、事業報告や収支精算書、その根拠となる関係帳簿や簿冊についても確認するなど提出書類を厳正に審査し、必要に応じて現地調査を実施するなど、補助事業の内容及び成果が、補助金の交付目的や条件に適合するかどうかを慎重に判断したうえで、額の確定を行うなどの強化を図られたい。

また、適正な補助金交付に資するべく、補助金額の妥当性に加え、事業効果の検証、並びに事業継続の妥当性についての検証作業を継続して実施いただきたい。

<40> 社会福祉法人 尾鷲民生事業協会

(所管課：福祉保健課)

○地域の保育事業として7つの保育園の運営に加え、放課後児童健全育成事業の受託運営、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業の経営を行っている。

全国的に保育士不足の状況が続いているなかで、保育士の確保に積極的に取り組むとともに、職員の処遇改善、職場環境の改善にも努めながら待機児童ゼロの状態を堅持している。

補助金名	補助金額 (円)
認可保育所に対する特別助成金事業補助金	11,299,900
社会福祉法人尾鷲民生事業協会 看護師配置事業補助金	4,490,000
低年齢児保育充実事業補助金	950,400
尾鷲第一保育園 障害児保育事業補助金	8,478,000
尾鷲第二保育園 障害児保育事業補助金	2,826,000
尾鷲第三保育園 障害児保育事業補助金	11,304,000
尾鷲第四保育園 障害児保育事業補助金	5,652,000
矢浜保育園 障害児保育事業補助金	2,826,000
尾鷲第一保育園 延長保育事業補助金	3,806,500
尾鷲乳児保育園 延長保育事業補助金	3,806,500
尾鷲第二保育園建設費借入に係る元利補給金	3,528,261
南輪内保育園建設費借入に係る元利補給金	1,770,804
認可保育所修繕事業補助金	1,500,000
合 計	62,238,365

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

特に述べることはない。

●要望事項

【所管課に対して】

今後の課題として、発達支援を必要とする園児が増加してきており、障がい児拠点施設への専門人材の適正配置や本地域への児童発達支援センター等の専門的機関の設置についても、行政として検討していく必要があるものと考えます。

※コロナ禍を考慮し、書類審査と聞き取り調査を中心に、適切な期間で監査を実施した。

◆公の施設の指定管理者に係る監査

公の施設の指定管理者に係る監査については、それぞれの協定書に定める基準が遵守されているか、指定管理業務に係る事務処理等が適切に実施され、施設が適正に管理されているか、市の経費削減に有効であるか等を着眼点とし、以下の指定管理者に対し事業概要の聞き取りを行うとともに、関係書類の提出を求め監査を実施した。

<41> 尾鷲市コミュニティバス

(所管課：政策調整課)

○過疎、少子高齢化が進行するなか、市民の移動手段の確保を目的に、ふれあいバスとして尾鷲市コミュニティバスを指定管理者制度により運行している。運行路線としては、尾鷲地区（尾鷲駅から紀伊松本間及び市街地巡回）と須賀利線がある。

- ・ 指定管理者：三重交通株式会社
- ・ 指定期間：平成31年4月1日から令和2年3月31日
- ・ 指定管理料：15,787,081円
(尾鷲地区8,786,867円、須賀利地区7,000,214円)

収入の部		支出の部	
科目	決算額(円)	科目	決算額(円)
利用料金収入	1,860,951	人件費	8,123,484
指定管理料	8,786,867	車両修繕費	375,875
		燃料油脂費	906,818
		管理費用	1,199,328
		任意保険料	92,314
小計(尾鷲地区)	10,647,818	小計(尾鷲地区)	10,697,819
利用料金収入	440,351	人件費	5,507,290
指定管理料	7,000,214	車両修繕費	279,048
		燃料油脂費	522,565
		管理費用	988,586
		任意保険料	93,075
小計(須賀利地区)	7,440,565	小計(須賀利地区)	7,390,564
合計	18,088,383	合計	18,088,383

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

提出された車両整備記録や精算業務の収入報告書において、記載漏れや押印漏れが複数見られたことから、適切な業務運営・処理を徹底されたい。

●要望事項

【所管課に対して】

指定管理者からの収支報告書などの実績報告については、指定管理料の適正化、市民に対する透明性の確保に資するべく、確認作業を徹底されたい。

<42> 尾鷲市立養護老人ホーム 聖光園 (所管課：福祉保健課)

○施設利用者が快適な生活を送れるよう、健康管理や生活指導など日常生活上の支援や、数多くの行事など、多彩なサービスを提供している。

施設管理面においては、経費節減に取り組みつつ、軽微な修繕を積極的に行うなど、適切な管理運営を行っている。また、近年、利用者の重度化等により施設内の交流も難しい面もあるが、レクリエーション等に工夫しながら日中活動の充実に努めている。

- ・指定管理者：社会福祉法人 長茂会
- ・指定期間：平成29年4月1日から令和4年3月31日
- ・指定管理料：82,149,694円 令和元年度分

収入の部		支出の部	
科目	決算額(円)	科目	決算額(円)
措置費収入(指定管理料)	82,149,694	人件費支出	54,193,470
他市町からの措置費収入	22,133,787	事業費支出	27,877,046
利用者等外給食費収入	639,800	事務費支出	19,657,053
雑収入	91,890	その他支出	657,540
受取利息配当金収入	1,698	積立資産支出	426,852
合計	105,016,869	合計	102,811,961

※資金収支計算書より

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

特に述べることはない。

●要望事項

【所管課に対して】

近隣市町を含む人口減少等による利用希望者の減少に加え、利用者の重度化による入院や他施設への移動が増え、施設稼働率が低下してきており、今後、指定管理者と連携のうえ、安定的な経営に資するための対応が求められる。

※コロナ禍を考慮し、書類審査と聞き取り調査を中心に、適切な期間で監査を実施した。

<44> 尾鷲市民文化会館(せぎやまホール) (所管課：生涯学習課)

○市民の文化・芸術、教育、福祉の増進、地域の産業振興に資する施設として、公益財団法人尾鷲文化振興会により、施設の管理運営、自主文化事業の企画及び実施が行われている。

- ・ 指定管理者：公益財団法人 尾鷲文化振興会
- ・ 指定期間：平成29年4月1日から令和2年3月31日
- ・ 指定管理料：50,268,000円 令和元年度分

収入の部		支出の部	
科目	決算額(円)	科目	決算額(円)
管理受託収益 (指定管理料)	50,268,000	事業費	54,448,893
基本財産運用益	18,651	管理費	6,380,469
事業収益	9,662,175		
雑収益	2,120		
合計	59,950,946	合計	60,829,362

※正味財産増減計算書より

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

- ①支出・収入伝票の処理において、計上誤りや決裁印漏れ及び決裁伝票漏れが見られたため、確認を徹底されるなど、適切な対応をいただきたい。
- ②施設運営上の危機管理面において、災害対応に向けた訓練の実施や救命講習の受講について、対応を徹底されたい。

●要望事項

市全体の財政運営が大変厳しいなかで、地域住民への文化、福祉の向上及び振興のため、事業経営の効率化を図りながら、いかに費用を削減できるかについても考慮され、安定的な事業運営を実施していただきたい。

【所管課に対して】

指定管理者からの実績報告等の際には、事業報告書や収支報告書などに加え、その根拠となる会計帳簿や労務管理、利用状況等の書類やアンケートなども踏まえ、評価をいただきたい。指定管理料の適正化、市民に対する透明性の確保に資するべく、事業効果の検証、並びに事業の妥当性についての検証作業を継続して実施いただきたい。